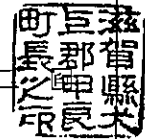


農業振興地域整備計画変更縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和8年4月16日

甲良町長 寺本 純二



- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
甲良農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
甲良町役場 産業課
滋賀県犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1

注1) 農用地利用計画の変更は、土地利用計画図（1/10,000）および平面図（1/2,500）にて表示した部分とする。

注2) 変更後の農業振興地域整備計画書は、甲良町 産業課にて備え置く。